

*現在、放課後児童クラブで働いていない方用です。

令和7年度 放課後児童支援員認定資格研修 受講申込書 (一般用)

太枠内は必ず御記入ください

記入年月日：令和 年 月 日

フリガナ			
氏名			
生年月日	西暦 年 月 日	性別	
住所	〒 -		
電話番号	(日中、連絡のつく電話番号を記入してください。) - -		
受講会場 (希望会場の番号に○を付けてください。)	1 浜松会場：アクトシティ浜松 31 会議室 2 静岡会場：もくせい会館 富士ホール 3 沼津会場：プラサヴェルデ コンベンションホール B		
【受講資格】 本研修の受講には、基準第10条第3項第1～10号のいずれかの受講資格を有することが必須です。(注1) 該当する番号に○を付けてください。	1 第1号 保育士資格を有する者 2 第2号 社会福祉士資格を有する者 3 第3号 高卒以上で2年以上児童福祉事業に従事した者 4 第4号 教育職員免許法第4条に規定する免許状を有する者 5 第5号 大学にて社会福祉学等の課程修了卒業した者 6 第6号 大学にて社会福祉学等の課程単位取得修了した者 7 第7号 大学院にて社会福祉学等の課程修了卒業した者 8 第8号 外国の大学にて社会福祉学等の課程修了卒業した者 9 第9号 高卒以上で2年以上放課後児童健全育成事業に類似する事業に従事した者 10 第10号 5年以上放課後児童健全育成事業に従事した者		
【放課後児童クラブへの従事的意思】 該当する番号に○を付けてください。 ※本研修は放課後児童クラブに従事する意思のある方が対象です。	1 既に放課後児童クラブに従事することが決まっている 2 今年度中に放課後児童クラブに従事する意思がある 3 来年度中に放課後児童クラブに従事する意思がある 4 数年以内に放課後児童クラブに従事する意思がある 5 将来的には放課後児童クラブに従事する意思がある		
※該当する資格を持つ方のみ 【一部科目の受講免除】 特定の資格を有する方は、一部科目の受講の免除を受けることができます。 (注2) 該当する科目に○をつけてください。 なお、申込後の希望有無の変更はできませんので、ご注意ください。	1 一部科目の受講免除を希望しない(すべての科目を受講する) 2 一部科目の受講免除を希望する → 受講の免除を希望する科目に○をつけてください。		
	対象者	受講免除が可能な科目	免除希望
保育士の資格を有する方 (基準第10条第3項第1号)	2-④ こどもの発達理解		
	2-⑤ 児童期(6歳～12歳)の生活と発達		
	2-⑥ 障害のあるこどもの理解		
	2-⑦ 特に配慮を必要とするこどもの理解		
社会福祉士の資格を有する方 (基準第10条第3項第2号)	2-⑥ 障害のあるこどもの理解		
	2-⑦ 特に配慮を必要とするこどもの理解		
教育職員免許法第4条に規定する免許状を有する方 (基準第10条第3項第4号)	2-④ こどもの発達理解		
	2-⑤ 児童期(6歳～12歳)の生活と発達		

裏面に一部科目の受講免除や提出書類についての補足説明があります。

(注1) 基準第10条第3項の各号のいずれかに該当することを確認できる書類について

「受講資格確認書類」の必要書類が揃っているか、御確認ください。

- * 受講資格確認書類のうち、実務経験証明書、市町が適当と認めたことの確認書は、静岡県ホームページ（「静岡県放課後児童支援員認定資格研修」で検索）に様式を掲載しています。
(<https://www.pref.shizuoka.jp/kodomokyoiku/kodomokosodate/1040724/1022203.html>)
- * 本人確認書類、受講資格確認書類はすべてA4の紙にコピー・印刷して御提出ください。
- * 本人であることが確認できる書類…住民票の写し（コピー不可、発行から6ヶ月以内のもの）、健康保険証、運転免許証（表・裏の両面）、パスポート等の公的機関発行の証明書等のいずれかのコピー（申込書類は返却しません。）
- * 氏名変更等により、資格の免許証等の氏名が現在の氏名と異なっている場合は、戸籍抄本を添付してください（戸籍抄本を添付した場合は、本人確認の書類は省略できます）。

(注2) 一部科目の受講免除について

以下の表の左欄に該当する方は、希望により右欄に掲げる科目の受講が免除となります。
免除を希望する方は、免除対象者であることが確認できる書類を**必ず**添付してください。

対象者	受講免除が可能な科目
保育士の資格を有する方 (基準第10条第3項第1号)	2-④ こどもの発達理解 2-⑤ 児童期（6歳～12歳）の生活と発達 2-⑥ 障害のあるこどもの理解 2-⑦ 特に配慮を必要とするこどもの理解
社会福祉士の資格を有する方 (基準第10条第3項第2号)	2-⑥ 障害のあるこどもの理解 2-⑦ 特に配慮を必要とするこどもの理解
教育職員免許法第4条に規定する免許状を有する方 (基準第10条第3項第4号)	2-④ こどもの発達理解 2-⑤ 児童期（6歳～12歳）の生活と発達

※時間割はホームページを御覧ください。詳細は、受講決定通知でお知らせします。

◎ 申込書に記載された情報の利用について

本申込書に記載された情報は、放課後児童支援員認定資格研修に関する業務のために使用します。